

穴生学舎混声合唱団つばさ 規約 (改定)

平成12年 2月 1日	施行	平成18年 4月 1日	改定
平成20年12月 1日	改定	平成24年11月 1日	改定
平成28年11月 1日	改定	令和 2年12月 1日	改定
令和 3年11月 1日	改定	令和 5年11月 1日	改定
令和 6年11月 1日	改定		

第 1 章 総則

(総則)

第1条 本合唱団の運営は、本規約の定めるところによる。

(名称)

第2条 本合唱団は「穴生学舎混声合唱団つばさ」(略称つばさ)と称する。

(所属)

第3条 本合唱団は社団法人「日本合唱連盟福岡県合唱連盟北九州支部」に属する。

(事務局)

第4条 本合唱団は、事務局を団長宅に置く。

(構成)

第5条 本合唱団は年長者大学校穴生学舎の卒業生及び在籍者、または北九州地区に在住する合唱愛好者により構成し、年齢は特に問わない。

- 1 団員は自薦、推薦など広く募集し、参加を承認する。
- 2 必要により特別団員(以下団友とする)、客員団員を持つことができる。

第 2 章 目的及び活動計画

(目的)

第6条 本合唱団は合唱愛好者の活動を通じ、年長者の生涯活動と社会にアピールする意図及び、地域社会の文化発展と活性化に寄与する。

(活動計画)

第7条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 毎年度10月第1日曜日開催予定の定期演奏会により、成果を発表する。
- 2 その他随時開催される、或いは依頼される演奏会などに参加する。

第 3 章 組織と運営

(組織)

第8条 本合唱団は基本方針を定めるために、全ての団員で構成する総会を置く。

第9条 本合唱団は運営を円滑に行うために、次の役員で構成する運営委員会を置く。

- 1 委員長(団長) 1名
- 2 副委員長 2名
- 3 会計委員 1名
- 4 パート委員 6名以内
- 5 監査委員 1名
- 6 その他委員 都度若干名を任命する

第10条 本合唱団は歌唱技術向上のために、指揮者、ピアニスト、パートリーダーで構成する技術部会を置く

(運営)

第11条 総会は委任状を提出して欠席する団員を含む全団員が参加し、会計年度終了後速やかに開催する定期のほか、運営委員会の求めにより臨時に開催する。

第12条 運営委員会は活動するために必要な事柄を決定し、総会に諮る基本方針を詮議するために、役員 of 求めにより、必要と思われる担当者を加えて開催する。

(技術)

第13条 技術部会は歌唱技術向上のために必要な事柄を決定、委員長と協議し実行する。

第 4 章 役員選出と任期

(役員 of 選出)

第14条 役員は総会において選出する。

(役員 of 任期)

第15条 役員 of 任期は、欠員により補充された役員が前任者 of 残任期となる以外は1年とし、再任は妨げないものとする。

第 5 章 会費などの種類と取扱い

(会費などの種類)

第16条 会費は各号に定める。

- 1 団員 of 会費は月額4,000円とする。
- 2 団友 of 会費は月額1,000円とする。
- 3 客員 of 会費は免除する。
- 4 特別に要する費用が発生した場合は、都度運営委員会に諮り決議する。

(会費などの取扱い)

第17条 会費などの取扱いは各号に定める。

- 1 合唱団として練習を中止する月は活動休止とし、会費を免除する。
- 2 団員及び団友が練習に参加できない旨を予め団長に届け出た月は休団とし、団員は会費1,000円を納入し、団友は免除する。
- 3 新規入団者は入団した翌月より前条に定める会費などを納入する、
- 4 再入団者は入団した月より前条に定める会費などを納入する。
- 5 会費などの返還はしない。

第 6 章 会計年度

(会計年度)

第18条 会計年度は毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第19条 会計 of 決算及び予算は総会に報告し承認を得る。

付則 この規約は令和6年11月1日にさかのぼり、改定し実施する。